

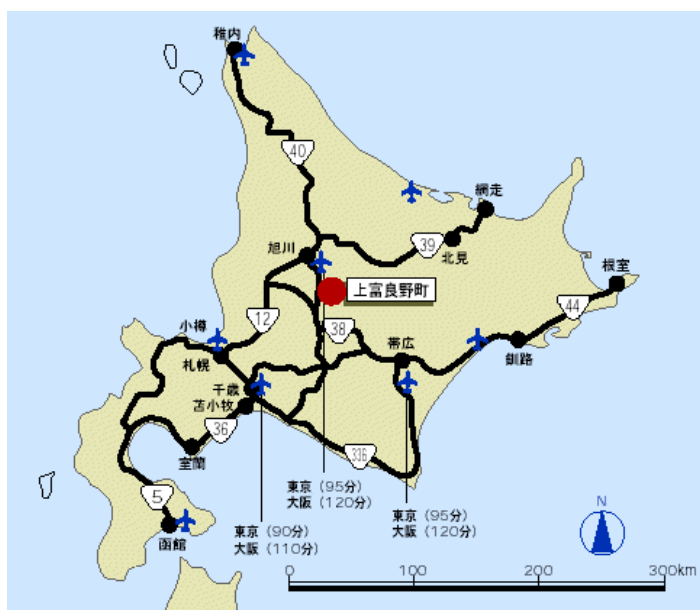
上富良野町ジオパーク専門員募集要項

【はじめに】

上富良野町は、北海道の中心部大雪山系十勝岳連峰の西側に位置し、雄大な十勝岳と丘陵田園の景観が美しく、明治30(1897)年の開拓以来、農業を中心に発展してきており、わが国で初めて、農作物としてのラベンダー耕作を昭和23(1948)年から始めている農業と商工観光のまちです。また、昭和30(1955)年には陸上自衛隊が移駐し、現在では自衛隊員とその家族が町民の約30%を占め、農業と商工観光に並んでまちづくりの3本柱として位置付けられ発展してきました。

現在、上富良野町は美瑛町と「十勝岳ジオパーク推進協議会」を設立し、日本ジオパーク認定を目指すと共に、地域の地質遺産や歴史、文化、防災等について、「保全」「地域振興」「教育」などの活動を住民と共に推進しておりますが、町内には博物館が無く学術的専門知識を持つ学芸員などがないため、活動の推進及び発展を図る上で一つの課題となっております。

このことから、上富良野町では住民や関係団体などと協力しながら、当地域のジオパーク構想について取り組んでいただける新たな人材、「ジオパーク専門員」を募集します。



1. 【応募条件】

- (1) 4年制大学を卒業し、ジオパーク活動（地学・地理・生態・自然環境など）に興味のある方。
- (2) 性別は、問いません
- (3) 地域要件
生活拠点と住民票を上富良野町内に移すことができる方。
ただし、次の地域要件に該当する場合は、国の定める「地域おこし協力隊」として任用する場合があります。
3大都市圏内の都市地域（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域全部）若しくは一部条件不利地域、又は政令指定都市から上富良野町に住民票を移すことが可能な方
- (4) 地域を活性化する活動や上富良野町での定住に意欲があり、地域住民、関係団体とともに積極的に活動できる方
- (5) 土・日・祝日の活動（行事参加等）や夜間の会議など不規則な活動に対応できる方
- (6) 普通自動車免許取得者
- (7) 文書作成（ワード等）・表計算（エクセル等）・インターネット・Eメールを使用できる方
- (8) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない方
 - ①成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む）

- ②禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ③当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
 - ④人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、同法第五章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
 - ⑤日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (9) 既婚、未婚は問いません。

2. 【業務概要】

ジオパーク専門員は、以下の活動内容に従事するものとします。

- (1) 十勝岳等の環境保護、環境保全活動
- (2) 地域資源を活用したツーリズム開発
- (3) 地域の学力向上のための支援活動
- (4) ツアーガイドに関する活動
- (5) 十勝岳ジオパーク推進協議会事務局に関する活動
- (6) その他町長が必要と認める活動

3. 【募集人数】

募集人数は1名とします。

4. 【活動場所】

十勝岳ジオパーク構想エリア内（上富良野町・美瑛町内）

5. 【活動形態】

活動時間は、原則8時30分～17時15分（7時間45分）とし、時間外の活動を要する場合は休日振替対応とします。

基本的に週5日勤務とし、その他の休日は上富良野町職員に準じます。休日が活動日となる場合は、振替で対応します。

6. 【身分】

臨時職員として上富良野町長が任用します。

7. 【賃金】

25歳未満	月額 200,000 円
25歳以上 30歳未満	月額 240,000 円
30歳以上	月額 270,000 円

※その他の賞与、退職手当等は支給しません。

8. 【任用期間】

任用期間は、任用の日から起算して6月を超えない期間とし、6月を超えない範囲で更新することができます。

任用期間中の活動状況等の評価によっては、町職員として採用する場合があります。

9. 【待遇・福利厚生】

- (1) 社会保険・厚生年金・雇用保険・公務災害補償に加入します。
- (2) 必要に応じ、月額賃金とは別に活動に要する経費に対し、町から予算の範囲内で支援します。
- (3) ジオパーク専門員は、上富良野町内に居住しなければなりません。賃貸住宅の場合、上限27,000円までの家賃補助があります。
- (4) 通勤に要する経費について、町職員に準じ補助します。
- (5) 上富良野町に赴任する際の赴任費用は自己負担となります。
- (6) 町臨時職員規則に定める休暇が取得できます。

10. 【受付期間】

令和元年5月15日（水）午後5時必着（応募がない場合は延長します）

11. 【応募方法】

次の書類を申し込み先まで送付してください。

- (1) 上富良野町ジオパーク専門員申込用紙
- (2) 住民票（募集日以降のもの）
- (3) 普通自動車運転免許証の両面写し

12. 【選考方法】

第1次審査 書類審査 令和元年5月17日（金）

第2次審査 面接審査 面接審査の日時・場所は第1次審査の結果通知時にお知らせします。

※選考にかかる費用等は、応募者負担となります。

13. 【活動開始日】

採用決定後、転居手続き（概ね2カ月以内）完了から任用した日以降となります。

14. 【申込先・お問い合わせ】

上富良野町役場 企画商工観光課ジオパーク推進室

〒071-0596 北海道空知郡上富良野町大町2丁目2番11号

Tel 0167-45-6994 Fax 0167-45-5362

E-Mail : geo@town.kamifurano.lg.jp

HP : <http://www.town.kamifurano.hokkaido.jp>